

突然の医療費請求に対する権利と保護

ネットワーク内の病院や外来手術センターで緊急治療を受けたり、ネットワーク外の医療機関で治療を受けたりする場合には、突然の請求や残高請求から保護されます。

「バランス・ビリング」（「サプライズ・ビリング」と呼ばれることもあります）とは何ですか？

医師やその他の医療機関にかかった際には、自己負担金、小額負担金、および/または控除額など、一定の自己負担額を支払う必要があります。あなたの健康保険のネットワークに含まれていない医療機関を受診したり、養生施設を訪れたりすると、他の費用が発生したり、請求書の全額を支払わなければならない場合があります。

「ネットワーク外」とは、健康保険と契約を結んでいないプロバイダーや施設のことです。ネットワーク外のプロバイダーは、あなたのプランが支払うことに同意した金額とサービスに請求された全額との差額をあなたに請求することが認められる場合があります。これは「バランスビリング」と呼ばれています。この金額は、同じサービスに対するネットワーク内の費用よりも多い可能性があり、年間の自己負担限度額にカウントされない場合があります。

「サプライズ・ビリング」とは、予想外の残高請求のことです。これは、緊急事態が発生した場合や、ネットワーク内の施設での受診を予定していたが、予期せずネットワーク外の医療機関で治療を受けた場合など、自分の治療に関わる人をコントロールできない場合に起こります。

残高請求から保護されるのは、以下のような場合です：

緊急サービス

緊急の病状が発生し、ネットワーク外のプロバイダーや施設から緊急サービスを受けた場合、そのプロバイダーや施設が請求できる金額は、プランのネットワーク内費用負担額（自己負担額、控除額、および/または共同保険額など）が上限となります。これらの緊急サービスに対しては、残高請求は**できません**。これには、安定した状態になった後に受けるサービスも含まれます。ただし、書面による同意を得て、これらの安定後のサービスに対してバランスよく請求されないという保護を放棄した場合は、この限りではありません。

ネットワーク内の病院または外来手術センターでの特定のサービス

ネットワーク内の病院または外来手術センターからサービスを受ける場合、特定の供給者がネットワーク外になることがあります。このような場合、これらのプロバイダーがあなたに請求できる金額は、あなたのプランのネットワーク内費用負担額が上限となります。これは、救急医療、麻酔科、病理学、放射線科、研究所、新生児科、外科医補佐、ホスピタリスト、または集中治療医のサービスに適用されます。これらのプロバイダーは、あなたに残高請求をすることは**できず**、残高請求されない保護を放棄するよう求めることも**できません**。

これらのネットワーク内の施設で他のサービスを受けた場合、あなたが書面で同意し、保護を放棄しない限り、ネットワーク外のプロバイダーは差額を請求することはできません。

残高請求の保護を放棄する必要はありません。また、ネットワーク外の治療を受ける必要もありません。プランのネットワーク内のプロバイダーや施設を選ぶことができます。

差額請求が認められない場合は、以下のような保護があります：

- ご自身の負担分のみをお支払いいただくことになります（医療機関がネットワーク内にある場合にお支払いいただく自己負担額やコイン、控除額など）。ネットワーク外のプロバイダーや施設への支払いは、あなたの健康保険が直接行います。
- 健康保険は、通常、以下のことをしなければなりません：
 - 事前にサービスの承認を得ることなく、緊急サービスをカバーする（事前承認）。
 - ネットワーク外のプロバイダーによる緊急サービスをカバーする。
 - プロバイダーや施設に支払うべき金額（コストシェア）は、ネットワーク内のプロバイダーや施設に支払うであろう金額を基準とし、その金額を給付説明書に記載します。
 - 緊急サービスやネットワーク外のサービスに対して支払った金額は、控除額や自己負担限度額に算入されます。

不当に請求されたと思われる場合には、<https://www.cms.gov/nosurprises/consumers> または 1-800-985-3059 に電話して、連邦政府に苦情を申し立てることができます。また、California Department of Insurance の <http://www.insurance.ca.gov/01-consumers/>、または 800-927-4357 に電話して苦情を申し立てることもできます。

連邦法に基づく権利についての詳細は、<https://www.cms.gov/nosurprises/consumers> にてご覧ください。

<http://www.insurance.ca.gov/01-consumers/> をご覧になるか、1-800-927-4357 に電話して、California 州法に基づくあなたの権利についての詳細を確認してください。